

防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

1 関係政令の整備

防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、関係政令について所要の規定の整備を行う。（第一条～第三十二条関係）

2 附則

（１）この政令は、令和八年十一月二日から施行する。（附則第一条関係）

（２）所要の経過措置を設ける。（附則第二条、第三条関係）